

音声ガイド録音業務委託仕様書

1. 委託業務名

音声ガイド録音業務委託

2. 業務委託の目的・方針等

(1) 委託業務概要

「美術館がつなぐ共生社会推進事業」における、音声ガイドの録音。原稿は三重県立美術館が執筆する。

(2) 録音内容（予定）

- ・三重県立美術館が所蔵する作品 16 点および施設に関するトピック 3 点について、A 一般向け解説 17 点と B（目が見えない人向けの）言葉による記述 2 点（A 解説 17 種類、B 解説 2 種類、各 600 字以内、すべて日本語原稿）を製作し、納品する。
- ・総ルビ（あるいは一部ルビ）、固有名詞や専門用語のイントネーション指示のみ入稿する。
- ・その他の語のアクセント、イントネーションは『NHK 日本語発音アクセント新辞典』等を参照して確認すること。
- ・初校の録音後、1 度確認（校正）を行い、修正希望が出たものについて再録音（編集して合成でも可）を 1 日で行う工程及び見積額とすること。

(3) スケジュール

原稿入稿：2026 年 1 月 15 日（木）まで

三重県立美術館から、メール添付等の方法でそれぞれの解説原稿（Word 形式）を送付する。

録音データ納品：2026 年 2 月 18 日（水）まで

三重県立美術館に作品解説原稿を録音した音声データ（3 (2) 参照）を納品する。

(4) 遵守事項

本業務実施にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」などの関連する法律、条例、規則等に準じて実施すること。

(5) 履行期間

- ・本委託業務における受託業者の履行期間は、契約締結日から 2026 年 2 月 18 日までとする。
- ・本委託業務におけるスケジュールについては、契約期間内で美術館と協議の上、常に進捗状況を記載するとともに、三重県立美術館が求めた場合は速やかにスケジュールを提出すること。

3. 委託業務詳細要件

(1) 録音作業

- ・録音は、録音スタジオにて専用の機器を用いて行うこと。

- 専門用語の読みやイントネーション等は、必要に応じて録音前に三重県立美術館に確認すること。
- ナレーターはテレビ放送やラジオ放送、公共施設のアナウンス等でナレーション録音業務の経験がある者とすること。
- 当館すでに作成・ウェブサイト上で公開している音声ガイドと近い声質が望ましい。

(2) 納入形式

解説毎にファイルを作成し、データを格納した DVD を納入すること。DVD は収録元データを格納したディスクと、端末使用データを格納したサブディスクの計 2 枚を納入すること。

音声データのフォーマットは次のとおりとする。

① 収録元データ

- PCM/WAV 形式
- サンプリング周波数：44,100 Hz
- 量子化ビット数：16 ビット
- モノラル

② 端末使用データ

- MP3 形式
- 圧縮率：80Kbps
- サンプリング周波数：44,100Hz
- 量子化ビット数：16 ビット
- モノラル

(3) 著作権

納入された録音データは、三重県立美術館のウェブサイトにアップロードし、三重県立美術館の館内からも館外からもアクセスして聞くことができるようになる（ウェブサイトへのアップデート作業は三重県立美術館が行う）。録音データの著作権（著作権法第 27 条及び著作権法第 28 条に規定する権利を含む）は成果物の引渡しをもって、三重県立美術館に帰属するものとする。

4. 支払等

- 契約代金の支払いは、受託者から成果物及び完成報告書の提出を受け、履行完了を確認後、支払うこととする。
- この業務において、本仕様書に取り決めのない事態が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、その都度決定するものとする。

5. その他

- 受注者は業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下。「暴力団等」という）による不当介入を受けた時は、次の義務を負うものとします。
 - 断固として不当介入を拒否すること。
 - 警察に通報するとともに捜査上必要な協力すること。

- ③ 契約事務担当所属に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を 受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が 7 の②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- (3)会計規則に関すること
- ①契約締結権者は、三重県会計規則（以下、「規則」という）第 80 条第 1 項各号及び第 2 項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - ②契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第 81 条に基づき、同条第 1 項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。
 - ③契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第 82 条に基づき、違約金を徴収します。
 - ④その他仕様書等に記載がない事項については、規則の定めるところによります。

規則については下記の URL からご参照ください。

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbf01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H418902100069&no=2&totalCount=27&fromJsp=SrMj>